

事業報告書及び事業実績報告書の提出について

★★期限を忘れずにご提出をお願いいたします★★

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則により、毎事業年度における営業状況を報告する「事業報告書」と前年4月1日から3月31日までの1年間の輸送実績を報告する「事業実績報告書」を提出しなければなりません。期限を忘れずにご提出をお願いいたします。（※岩手県トラック協会経由での提出でも構いません。）未提出の場合、行政処分の対象となる場合があります。

■事業報告書、事業実績報告書様式は、岩ト協ホームページ（『Information』⇒『事業報告書の提出について』）よりダウンロードいただけます。

■事業報告書

- ①特定貨物自動車運送事業者は除く
- ②決算後100日以内に提出
- ③事業者の控えを含め3部提出

※県外本社の場合は、主たる事務所の所在地を所轄する運輸支局長に提出

■大臣・運輸局長氏名

役職名	氏名
国土交通大臣	石井 啓一
東北運輸局長	尾関 良夫

■事業実績報告書

- ①決算期に関係なく4月から翌年3月までの1年間で集計したものを7月10日までに提出

- ②事業者の控えを含めて4部提出

※県外本社の場合は、主たる事務所の所在地を所轄する運輸支局長に提出